

福井労働局発表
平成26年7月17日

担当	福井労働局雇用均等室 雇用均等室長 野添 雅恵 地方短時間労働指導官 吉崎 広明 電話 (0776)22-3947
----	--

7月23日（金）、均等法施行規則・指針の改正 両立支援等助成金の説明会を開催します！

男女雇用機会均等法に係る省令指針が改正され、平成26年7月1日から施行されています。福井労働局(局長 加藤 滋穂)では、その内容の周知並びにポジティブ・アクション及び仕事と家庭の両立支援の取組の一層の推進のために、企業の人事労務担当者等を対象に、以下のとおり説明会を開催します

両立支援等助成金、改正男女雇用機会均等法施行規則等説明会

- 日時 平成26年7月23日（水）13:30～16:20
- 会場 福井春山合同庁舎8階 第1共用会議室（福井市春山1-1-54）
- 参加者 120名程度（応募多数のため申し込みを締め切っています。）
- 内容
 - 男女雇用機会均等法施行規則・指針の改正について
 - 間接差別の対象範囲の拡大、セクシュアルハラスメント防止指針の改正
コース別雇用管理の指針制定
 - 両立支援等助成金
 - ポジティブ・アクション能力アップ助成金の新設
 - キャリア形成促進助成金
 - 育児休業中・復職後・再就職後等の能力アップのための訓練を支援
 - 育児休業給付
 - 180日目までの支給率を50%→67%に引き上げ
 - ふくいの子宝応援給付金
 - 個別相談

(添付資料)

- ・リーフレット男女雇用機会均等法で禁止している『間接差別』の対象範囲が拡大します
- ・平成26年度両立支援等助成金のご案内ちらし